

令和 2 年度第 1 4 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 2 年 1 0 月 2 8 日

担当部・課：財務部市民税課〔内線 3 0 9 1〕

① 件 名
税財源の安定的な確保を図るための市税負担の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>東日本大震災の翌年度大幅に落ち込んだ市税収入は回復し、昨年度決算の市税収入額は、新市合併以降の最高額を記録したが、今後は減少に転じるものと見込まれており、健全な財政運営を継続するために、課税権に基づく自主財源の安定的な確保が求められている。</p> <p>本市では、個人市民税（所得割・均等割）、法人市民税（均等割）、固定資産税、軽自動車税は標準税率を採用している。</p> <p>市独自の政策としては、目的税の入湯税で日帰り利用は標準税率を下回る税率を採用し、都市計画税で制限税率の 0. 3 % を採用しており、このほかに、法人市民税（法人税割）で、昭和 5 0 年度に標準税率を 1. 4 % 超える超過税率を採用し、現在に至っている。</p> <p>【目的】</p> <p>既存税目の超過課税や入湯税の税率見直しや新税（法定外税）の創設のほか、個人市民税の非課税限度額など市税全般の負担割合について検討・見直しを行い、市税財源の安定確保を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号） 石巻市市税条例（平成 1 7 年条例第 5 5 号）、石巻市都市計画条例（平成 1 7 年条例第 5 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>昭和 5 0 年 3 月 条例改正：固定資産税 1.45%→1.4%、法人市民税（法人税割）12.1%→13.5%</p> <p>昭和 5 4 年 3 月 条例改正：都市計画税 0.2%→0.3%（経過措置 S54…0.23%、S55…0.26%）</p> <p>昭和 6 4 年 1 月 税法改正：人的非課税 1 2 5 万円に（改正前 1 0 0 万円）</p> <p>平成 1 0 年 3 月 税法改正：非課税の基本額 均等割・所得割共 3 5 万円に（改正前 3 4 万円）</p> <p>平成 1 1 年 3 月 条例改正：非課税の基本額 3 1 万円に改正（加算額 1 4. 4 万円）</p> <p>平成 1 7 年 4 月 新市条例：非課税の基本額 3 0 万円、加算額 1 7. 6 万円に（合併協議で調整）</p> <p>平成 1 8 年 3 月 税法改正：非課税の加算額 均等割 2 1 万円、所得割 3 2 万円に改正</p> <p>平成 3 0 年 3 月 税法改正：人的非課税 1 3 5 万円に、非課税基準も 1 0 万円加算（R3.1 施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>【石巻市市税条例の一部改正の概要】</p> <p>1 個人市民税（令和 3 年 1 月 1 日施行、令和 3 年度課税から適用） 均等割の非課税基準の算定に際し、いわゆる生活保護基準との境界層に逆転現象が生じることから、規定されている生活保護基準の「生活」「住宅」「教育」扶助費のうち、基準月額として適用する費用額を実態に合わせた額をもって認定する方法に変更し、低所得層の負担軽減を図る。 （改正後）基本額 <u>3 5 万円</u> 加算額 <u>2 1 万円</u> （改正前）基本額 <u>3 0 万円</u> 加算額 <u>1 7. 6 万円</u></p> <p>2 法人市民税（令和 3 年 1 0 月 1 日施行、令和 3 年 1 0 月 1 日以降開始の事業年度分から適用） 法人税割は県内 5 市で超過課税を実施し、その全てで制限税率を適用しており、本市も同率に引き上げる。 （改正後）法人税割 <u>8. 4 %</u> （改正前）法人税割 <u>7. 4 %</u> 同時に、中小法人等で法人税 1 千万以下の場合、標準税率に軽減する不均一課税を採用する。</p>

- 3 入湯税（令和4年4月1日施行、同日以降の入湯分から適用）
日帰り分（50円）を、隣接市町の税額と同額（100円）に引き上げる。また、非課税を「年齢12歳未満」から「義務教育終了前」の者に改正し、利用料金が入湯税額未満の場合の規定を追加する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

低所得者の負担軽減が図られるほか、市税の増収が見込まれる。

- 1 個人市民税 955.5万円の減収
2 法人市民税 7,608.6万円の増収（年額換算、改正初年度は約半額の見込み）
3 入湯税 1,801.8万円の増収
※ 市民税非課税を基準に使用している各種扶助や助成制度及び介護保険料等においては、令和3年度以降の非課税者の増加に伴い、負担額が生じる。

【財源措置】

個人市民税の減収分は、基準財政収入額が減少するため3/4が交付税措置される。法人市民税の超過分及び入湯税の増額分は、基準財政収入額に算入されないため、交付税の減額はない。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

1 県内14市の非課税限度額一覧（単位：円）

市名	基本額	加算額	基準額計	生保級地
仙台	350,000	210,000	1,610,000	1-2 級地
白石・角田	350,000	168,000	1,568,000	3-1 級地
岩沼	350,000	144,000	1,544,000	3-1 級地
名取	345,000	162,000	1,542,000	2-2 級地
塩竈・多賀城	345,000	140,000	1,520,000	2-2 級地
大崎	330,000	168,000	1,488,000	3-1 級地
	315,000	189,000	1,449,000	2 級地(基準)
石巻	300,000	176,000	1,376,000	3-1 級地
気仙沼	300,000	168,000	1,368,000	3-1 級地
富谷	280,000	168,000	1,288,000	3-1 級地

※東松島市、登米市、栗原市は3-2級地で富谷市と同額

- 2 法人市民税の法人税割 仙台、塩竈、名取、多賀城、大崎の5市は税率8.4%（制限税率）、他28市町村は標準税率6%を適用。均等割は大郷町のみが1.2%の制限税率を適用。

3 隣接市町の入湯税の状況

市町名	宿泊	日帰り
石巻	150	50
東松島	150	100
女川町	150	100
南三陸	150	100

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年12月 市議会第4回定例会に、石巻市市税条例の一部改正について提案
（個人市民税：令和3年1月1日、法人市民税：令和3年10月1日、
入湯税：令和4年4月1日施行予定）

⑨ その他